広島県情報公開·個人情報保護審査会答申(諮問(情)第145号)

第1 審査会の結論

広島県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年5月25日、広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。)第6条の規定により、実施機関に対し、平成16年3月18日付けの河管第23号の行政文書部分開示決定(変更)通知書(以下「23号変更通知」という。)が、その変更の対象となった通知である平成15年8月11日付け河管第23号の行政文書開示決定通知書(以下「23号通知」という。)から著しく遅延していることから、当該遅延した理由(以下「本件遅延理由」という。)並びに変更するに至った一連の経緯及び法的根拠を記載した全ての文書の開示の請求(以下「本件請求」という。)をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、23号変更通知が、その変更対象となった23号通知から遅延した理由を記載した文書について不存在を理由とする行政文書不開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行うとともに、「平成16年3月18日付け河管第23号に係る起案文(行政文書の部分開示決定(変更)について(伺い))」(以下「23号変更通知起案」という。)について行政文書部分開示決定処分を行い、それぞれ平成16年6月7日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年6月20日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむ ね次のとおりである。

(1) 異議申立人が本件請求に先立ち行った河川管理事務の手引の開示請求(以下「別件請求1」という。)に対する平成15年7月29日付け河管第20号の行政文書開示決定通知書(以下「20号通知」という。)及び開示に係る費用の額が記載された平成15年8月1日付け納入通知書を実施機関が発送した日は、平成15年8月1日で

ある。

しかし、異議申立人が別に開示を受けた実施機関の文書発送簿には、20 号通知の発送月日が「15.7.29」であるという虚偽の発送日が記載されていた。

- (2) また、実施機関は平成 15 年 8 月 11 日付けの 23 号通知による不適法な開示決定 (以下「23 号決定」という。)から平成 16 年 3 月 18 日付けの 23 号変更通知による 補正までに約 7 か月を要しており、本件遅延理由がないという不存在の処分は、社会通念上では考えられないものである。個人名を開示しないと判断するのに 7 か月を要したというのは、著しい裁量権の乱用行為である。
- (3)以上のことから、文書発送簿(文書番号を発番した記録と実際の発送日)を開示すると公文書の虚偽記載が発覚すること及び納入通知書に記載すべき金額の確定作業に手間取ったことから公文書の作成日付を遡及(実際には 15.8.1 に作成したが、15.7.29 に仮装)した事実が明らかになることへの対応策を画策するため、23号変更通知が遅延したものであり、遅延した理由を隠匿している。
- (4) 文書発送簿によれば、20 号通知の発送年月日が「15.7.29」となっているが、正しい発送日は平成15年8月1日である。当該明白な事実を隠匿しようと画策するために、結果として23号変更通知が遅延することとなった経緯などを記載した文書を速やかに開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

平成15年8月3日付けで異議申立人から開示請求のあった行政文書については、全部開示する決定を行い、平成15年8月11日付けの23号通知により異議申立人に通知したが、この決定により開示した行政文書の中に個人の氏名(異議申立人の氏名)が記載されていたため、部分開示することとし、平成16年3月18日付けの23号変更通知により異議申立人に通知したものであり、この過程において、本件請求内容に該当する遅延した理由並びに変更するに至った一連の経緯及び法的根拠を記載した行政文書は作成していないため、行政文書不存在決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

(1) 異議申立人は、本件請求に先立ち別件請求 1 を行い、実施機関から 20 号通知を受けた後、別件請求 1 に対する 20 号通知の発送事績等を記載した行政文書の開示請求 (以下「別件請求 2 」という。)を行った。

実施機関は、別件請求2に対し、平成15年8月11日付けで行政文書開示決定を行い23号通知により異議申立人に通知をしたが、当該開示決定における開示対象行政文書中に本来不開示とすべきであった異議申立人の氏名が含まれていることが判明したため、平成16年3月18日付けで行政文書部分開示決定に変更し、23号変更通知により異議申立人に通知した。

(2) 本件請求は、23号変更通知が当初の23号通知から約7か月かかっており、著しく遅延していることから、本件遅延理由並びに変更するに至った一連の経緯及び法

的根拠を記載した文書の開示を求めるものである。

(3)上記第2の2のとおり、実施機関は、本件請求に対し、本件遅延理由を記載した文書を不存在とする本件処分を行うとともに、23号変更通知起案を対象文書とする行政文書部分開示決定を行った。

なお、実施機関は、本件請求のうち何に該当するものとして 23 号変更通知起案を 特定したのかを明記していないが、23 号変更通知起案には、起案日、決裁日、23 号 通知で開示した文書に不開示とすべき個人情報が記載されていたという変更理由、 関係法令等が記載されていることから、実施機関は、「変更するに至った一連の経緯 及び法的根拠を記載した文書」に該当するものとして 23 号変更通知起案を特定した と解される。

(4) 本件異議申立ての対象とされているのは、本件遅延理由を記載した文書を不存在とした本件処分についてであるので、以下、その妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 異議申立人は、23 号通知により開示決定した対象文書に記載された異議申立人の 氏名を不開示とするだけの変更決定に約7か月を要したことについて理由がないと いうのは考えられず、20 号通知の日付の遡及及び文書発送簿への 20 号通知の発送 日の虚偽記載が明らかになることへの対応策を画策するために 23 号通知の変更決 定が遅延したもので、その理由を隠匿していると主張する。
- (2) 本件遅延理由が記載されている可能性があるものとしては、本件請求に対し行政 文書部分開示決定を行った 23 号変更通知起案及びその関連書類が考えられる。
- (3) 23 号変更通知起案については上記第2の2のとおり部分開示決定がされているものであるが、改めて、本件遅延理由が記載されていないかどうかを確認するため、当審査会においてこれを見分したところ、上記1の(3)のとおり、23 号通知を変更した理由等は記載されているものの、なぜ23 号通知から23 号変更通知までに約7か月間かかったのか等、遅延した理由については何ら記載されていなかった。

また,23号変更通知起案が編てつされているファイルを見分したところ,23号通知の起案の写しや本件処分等の起案文書などの関連書類及び異議申立人が20号通知の日付などについて実施機関に説明を求めた文書などがつづられていたが、いずれの書類にも本件遅延理由の記載は見当たらなかった。

(4)以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
16. 7. 28	・諮問を受けた。
16. 8. 26	・実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 4. 27	・実施機関から理由説明書を収受した。
19. 5. 16	・異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 8. 20	・異議申立人から意見書を収受した。
19. 8. 20	・実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 12. 19 (平成 26 年度第 8 回)	・諮問の審議を行った。
27. 1.23 (平成 26 年度第 9 回)	・諮問の審議を行った。
27. 2. 24 (平成 26 年度第 10 回)	・諮問の審議を行った。

参考

答申に関与した委員(50音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院准教授
横山信二(部会長)	広島大学大学院教授